

# 「後期松前氏時代」について(8)

ロシアの妨害を恐れたアメリカ合衆国海軍東インド艦隊司令官のマシュー・ペリー提督は、約束より半年早く江戸湾に侵入し、神奈川県で協議に入り、安政元年(1854)3月3日に「神奈川条約」「日米和親条約」全12条を締結しました。

この条約により、下田は直ちに、箱館は翌年(1855)3月から開港と定まったので、ペリーは下田・箱館の視察を申し出て、幕府はこれを許可しました。ペリーは下田を視察した後箱館に行き、松前藩と交渉をしますが結論が出ず、再び下田で幕府と交渉を行いました。

## 松前崇廣への通達

幕府のアメリカ艦隊に対する視察の許可に際し、幕府の儒学者(孔子を始祖とする思想・信仰の体系を研

究する学者)の林大学頭(林復斎、第11代大学頭当主でペリーとの交渉にあたる)からは、松前藩主・松前崇廣にアメリカ艦隊の箱館入港がある旨を通告すると共に海防掛・勘定奉行から松前藩家老に対し、次のような心得を示しました。

一、アメリカ船は食料薪水欠乏品の補給を下田・箱館港に願うため、その様子を視察に来るので、測量をしても制止しないこと。

一、食料薪水等の求めに応じ、その代償品を差し出さなくても謝絶し、それでも強いて差し出されたのであれば受け取って差し支えない。一、上陸はしないはずだが、上陸の恐れがある時は、通辞を使って穩便に断ること。一、土地の借受などの申し出については、藩主から江戸幕府に伺わなければなら

ず、返答し難いとして断ること。

ペリーの対応については、松前藩内で協議をし、藩主が応対し失態があつた場合、藩の存亡にもかかわるので、家老の内最も若い松前勘解由が選ばれました。

## 箱館住民への触書

3月22日に箱館に到着した松前勘解由らは、4月5日にアメリカ艦隊渡来の際の住民への心得を示しました。その触書には、彼らは上陸はしないと云っているが、下田では度々上陸して街中を徘徊し、人家に立ち入り食料を求め、婦人を見入り、子ども好きで、寺院に長居すると聞いているので、上陸した時は短気な彼らに逆らわず穩便に済ます事、婦女子は大野、市之渡など左方の親類身内に避難させ、市中の婦人は外出を禁じ、郊外の婦女子についても山の手に避難する事、牛・酒・呉服物・小間物な

どや大切な品物は隠し置き、港での小船の往来を禁じ、馬の出入りを止め、海に面する戸や障子は全て閉じ、箱館山への神仏の参詣も制止し、葬送は夜間に行つ事など、詳細な指示をしました。

## ペリーへの対応

4月15日に帆船3隻、同日に蒸気船2隻の計5隻のアメリカ艦隊が箱館湾に停泊しました。アメリカ側は、まず神奈川で応接使大頭から預かつた松前藩主崇廣宛の書状を提出した後、兵員が多数上陸し、市中を調べました。

その結果、婦女子を隠し商店も多くが戸を閉じているので和親の様子が見えないうことや、ペリーがアメリカを代表して来ているにも拘らず藩主が来ないのであれば、こちらから松前に行き、藩主と面会すると言ひ、勘解由らを困らせました。丁度折戻からの帰りに立ち寄つた幕吏がいたので、

協議した結果、上陸の事と物品の定価に限り協議する事にし、重大な案件は幕府の命令があるまで協議できないと突っぱねました。交渉の間、ペリーは箱館湾や内浦湾を測量し、箱館湾の良港に満足し、5月8日に箱館を出航して下田に向かいました。

## 林大学頭との協議

下田に戻つたペリーは、林大学頭と会談し、5月22日に条約付録13条を決定し、箱館の遊歩区域を半径5里(約19・64km)と定め、間もなく帰国しました。

条約の批准(最終的な条約の決定と同意)交渉は、使節アダムスが下田に来て、翌2年4月5日に完了しました。

幕府は箱館開港の決定により、安政元年6月30日より箱館奉行を設置し、翌年には松前・蝦夷地の大部分、木古内以東から乙部以西を幕領としました。いわゆる第2次幕領期の始まりです。